



新たな外国人技能実習制度について

法務省 入国管理局
厚生労働省 人材開発統括官

目次

- 1．技能実習法の概要について・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- 2．主務省令等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
- 3．新制度への円滑な移行に向けての対応について・・・・・・22
- 4．その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・34

1. 技能実習法の概要について

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の概要

外国人の**技能実習の適正な実施**及び**技能実習生の保護**を図るため、技能実習に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、技能実習計画の認定及び監理団体の許可の制度を設け、これらに関する事務を行う外国人技能実習機構を設ける等の所要の措置を講ずる。

法律の概要

※ 法務省及び厚生労働省で共管

1. 技能実習制度の適正化

- (1) 技能実習の基本理念及び関係者の責務規定を定めるとともに、技能実習に関し基本方針を策定する。【第3条から第7条まで関係】
- (2) 技能実習生ごとに作成する**技能実習計画**について**認定制**とし、技能実習生の技能等の修得に係る評価を行うことなどの認定の基準や認定の欠格事由のほか、報告徴収、改善命令、認定の取消し等を規定する。【第8条から第16条まで関係】
- (3) **実習実施者**について、**届出制**とする。【第17条及び第18条関係】
- (4) **監理団体**について、**許可制**とし、許可の基準や許可の欠格事由のほか、遵守事項、報告徴収、改善命令、許可の取消し等を規定する。【第23条から第45条まで関係】
- (5) **技能実習生に対する人権侵害行為等**について、禁止規定を設け違反に対する所要の**罰則を規定**するとともに、技能実習生に対する**相談**や**情報提供**、技能実習生の**転籍の連絡調整**等を行うことにより、技能実習生の保護等に関する措置を講ずる。
【第46条から第51条まで関係】

- (6) **事業所管大臣等に対する協力要請等**を規定するとともに、地域ごとに関係行政機関等による**地域協議会**を設置する。
【第53条から第56条まで関係】
- (7) **外国人技能実習機構を認可法人として新設**し、【第3章関係】
 - ・(2)の技能実習計画の認定【第12条関係】
 - ・(2)の実習実施者・監理団体に報告を求め、実地に検査【第14条関係】
 - ・(3)の実習実施者の届出の受理【第18条関係】
 - ・(4)の監理団体の許可に関する調査【第24条関係】等を行わせるほか、技能実習生に対する相談・援助等を行う。
【第87条関係】

2. 技能実習制度の拡充

優良な実習実施者・監理団体に限定して、**第3号技能実習生の受入れ(4～5年目の技能実習の実施)**を可能とする。
【第2条、第9条、第23条及び第25条関係】

3. その他

技能実習の在留資格を規定する出入国管理及び難民認定法の改正を行うほか、所要の改正を行う。

施行日

平成29年11月1日

公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日
ただし、外国人技能実習機構の設立規定については、公布の日(平成28年11月28日)

平成28年11月18日成立

同年11月28日公布

技能実習制度の見直しの内容について

参考資料

開発途上地域等の経済発展を担う「人づくり」に協力するという制度趣旨を徹底するため、
管理監督体制を強化するとともに、技能実習生の保護等を図る。

旧制度

- ① 政府（当局）間の取決めがない
保証金を徴収している等の不適正な
送出し機関の存在
- ② 監理団体や実習実施者の義務・責任
が不明確であり、実習体制が不十分
- ③ 民間機関である（公財）国際研修協力
機構が法的権限がないまま巡回指導
- ④ 実習生の保護体制が不十分
- ⑤ 業所管省庁等の指導監督や連携体制
が不十分

見直し後

- ① 実習生の送出しを希望する国との間で政府（当局）間取決めを順次作成することを通じ、相手国政府（当局）と協力して不適正な送出し機関の排除を目指す。
- ② 監理団体については許可制、実習実施者については届出制とし、技能実習計画は個々に認定制とする。
- ③ 新たな外国人技能実習機構（認可法人）を創設し、監理団体等に報告を求め、実地に検査する等の業務を実施。
- ④ 通報・申告窓口を整備。人権侵害行為等に対する罰則等を整備。実習先変更支援を充実。
- ⑤ 業所管省庁、都道府県等に対し、各種業法等に基づく協力要請等を実施。これらの関係行政機関から成る「地域協議会」を設置し、指導監督・連携体制を構築。

優良な監理団体等に対する拡充策のポイント

（注）橙色網掛け部分は法律で規定

- ① 優良な監理団体等への実習期間の延長  **3年間 ⇒ 5年間**（一旦帰国後、最大2年間の実習）
- ② 優良な監理団体等における受入れ人数
枠の拡大  常勤従業員数に応じた人数枠を倍増（**最大5%まで ⇒ 最大10%まで等**）
- ③ 対象職種の拡大  **地域限定の職種・企業独自の職種（社内検定の活用）・複数職種の実習の措置**
職種の随時追加

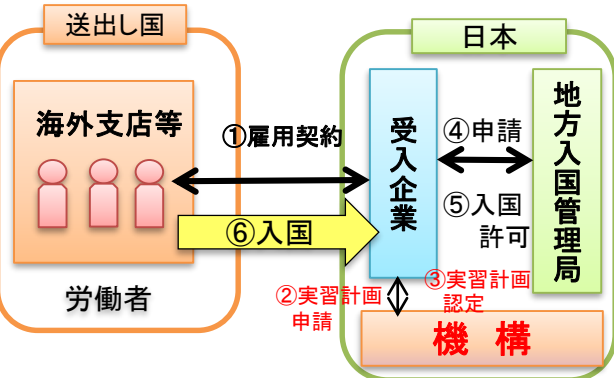
※優良な監理団体等とは、法令違反がないことはもとより、技能評価試験の合格率、指導・相談体制等について、一定の要件を満たした監理団体及び実習実施者をいう。

技能実習制度の仕組み

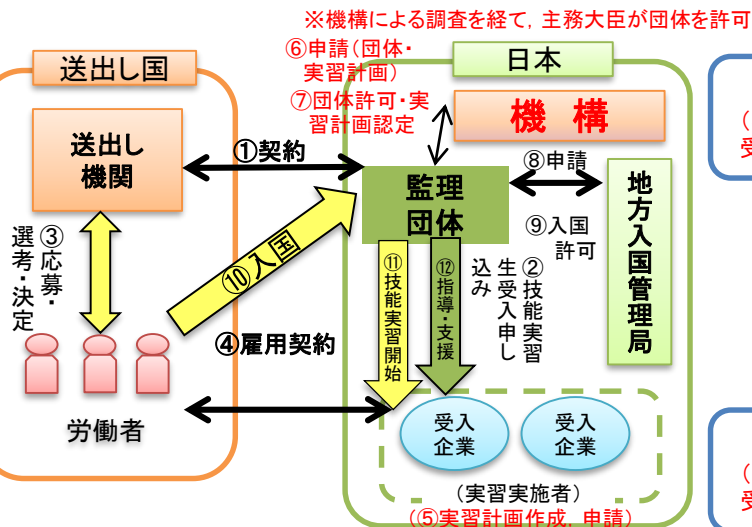
- 技能実習制度は、国際貢献のため、開発途上国等の外国人を日本で一定期間（最長5年間）に限り受け入れ、OJTを通じて技能を移転する制度。（平成5年に制度創設）
- 技能実習生は、入国直後の講習期間以外は、雇用関係の下、労働関係法令等が適用されており、現在全国に約27万人在留している。
※平成29年末時点

技能実習制度の受入れ機関別のタイプ

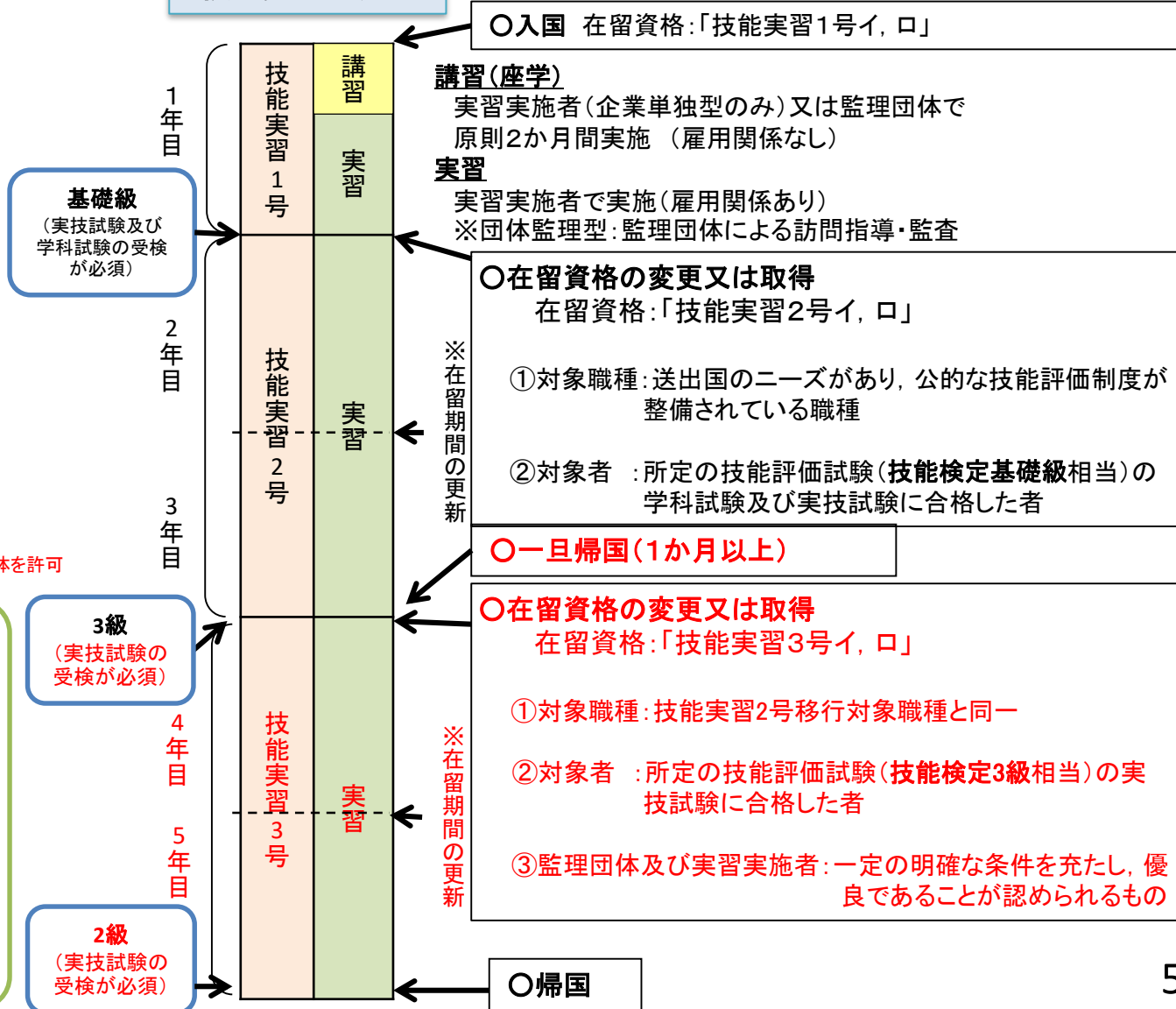
【企業単独型】 日本の企業等が海外の現地法人、合併企業や取引先企業の職員を受け入れて技能実習を実施



【団体監理型】 非営利の監理団体(事業協同組合、商工会等)が技能実習生を受入れ、傘下の企業等で技能実習を実施



技能実習の流れ



技能実習2号移行対象職種（平成29年12月6日時点 77職種139作業）

1 農業関係（2職種6作業）

職種名	作業名
耕種農業＊	施設園芸
	畑作・野菜
	果樹
畜産農業＊	養豚
	養鶏
	酪農

2 漁業関係（2職種9作業）

職種名	作業名
漁船漁業＊	かつお一本釣り漁業
	延縄漁業
	いか釣り漁業
	まき網漁業
	ひき網漁業
	刺し網漁業
	定置網漁業
	かに・えびかご漁業
養殖業＊	ほたてがい・まがき養殖作業

3 建設関係（22職種33作業）

職種名	作業名
さく井	バーカッション式さく井工事作業
	ロータリー式さく井工事作業
建築板金	ダクト板金作業
	内外装板金作業
冷凍空気調和機器施工	冷凍空気調和機器施工作業
建具製作	木製建具手加工作業
建築大工	大工工事作業
型枠施工	型枠工事作業
鉄筋施工	鉄筋組立て作業
とび	とび作業
石材施工	石材加工作業
	石張り作業
タイル張り	タイル張り作業
かわらぶき	かわらぶき作業
左官	左官作業
配管	建築配管作業
	プラント配管作業
熱絶縁施工	保温保冷工事作業
内装仕上り施工	プラスチック系床仕上げ工事作業
	カーベット系床仕上げ工事作業
	銅製下地工事作業
	ボード仕上げ工事作業
	カーテン工事作業
サッシ施工	ビル用サッシ施工作業
防水施工	シーリング防水工事作業
コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事作業
ウェルポイント施工	ウェルポイント工事作業
表装	壁装作業
建設機械施工＊	押土・整地作業
	積み込み作業
	掘削作業
	締固め作業
築炉	築炉作業

4 食品製造関係（9職種14作業）

職種名	作業名
缶詰巻締＊	缶詰巻締
食鳥処理加工業＊	食鳥処理加工作業
	節類製造
	加熱乾製品製造
	調味加工品製造
食品製造業＊	くん製品製造
	塩蔵品製造
	乾製品製造
	発酵食品製造
非加熱性水産加工	塩蔵品製造
食品製造業＊	乾製品製造
	発酵食品製造
水産練り製品製造	かまぼこ製品製造作業
牛豚肉処理加工業＊	牛豚部分肉製造作業
ハム・ソーセージ・ベーコン製造	ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業
パン製造	パン製造作業
そう菜製造業＊	そう菜加工作業

5 繊維・衣服関係（13職種22作業）

職種名	作業名
紡績運転＊	前紡工程作業
	精紡工程作業
	巻糸工程作業
	合ねん糸工程作業
織布運転＊	準備工程作業
	製織工程作業
	仕上工程作業
染色	糸浸染作業
	織物・ニット浸染作業
ニット製品製造	靴下製造作業
	丸編みニット製造作業
たて編ニット生地製造＊	たて編ニット生地製造作業
婦人子供服製造	婦人子供既製服縫製作業
紳士服製造	紳士既製服縫製作業
下着類製造＊	下着類製造作業
寝具製作	寝具製作作業
カーベット製造＊	織じゅうたん製造作業
	タフテッドカーベット製造作業
	ニードルパンチカーベット製造作業
帆布製品製造	帆布製品製造作業
布はく縫製	ワイシャツ製造作業
座席シート縫製＊	自動車シート縫製作業

6 機械・金属関係（15職種29作業）

職種名	作業名
鋳造	鋳鉄鋳物鋳造作業
	非鉄金属鋳物鋳造作業
鍛造	ハンマ型鍛造作業
	プレス型鍛造作業
ダイカスト	ホットチャンパダイカスト作業
	コールドチャンパダイカスト作業
機械加工	普通旋盤作業
	フライス盤作業
	数値制御旋盤作業
	マシニングセンタ作業

6 機械・金属関係（続き）

職種名	作業名
金属プレス加工	金属プレス作業
鉄工	構造物鉄工作業
工場板金	機械板金作業
めっき	電気めっき作業
	溶融亜鉛めっき作業
アルミニウム陽極酸化処理	陽極酸化処理作業
仕上げ	治工具仕上げ作業
	金型仕上げ作業
	機械組立仕上げ作業
機械検査	機械検査作業
機械保全	機械系保全作業
電子機器組立て	電子機器組立て作業
電気機器組立て	回転電機組立て作業
	変圧器組立て作業
	配電盤・制御盤組立て作業
	開閉制御器具組立て作業
	回転電機巻線製作作業
プリント配線板製造	プリント配線板設計作業
	プリント配線板製造作業

7 その他（13職種25作業）

職種名	作業名
家具製作	家具手加工作業
印刷	オフセット印刷作業
製本	製本作業
プラスチック成形	圧縮成形作業
	射出成形作業
	インフレーション成形作業
	ブロー成形作業
強化プラスチック成形	手積み積層成形作業
塗装	建築塗装作業
	金属塗装作業
	鋼橋塗装作業
	噴霧塗装作業
溶接＊	手溶接
	半自動溶接
工業包装	工業包装作業
紙器・段ボール箱製造	印刷箱打抜き作業
	印刷箱製箱作業
	貼箱製造作業
	段ボール箱製造作業
陶磁器工業製品製造＊	機械ろくろ成形作業
	圧力鋳込み成形作業
	バッド印刷作業
自動車整備＊	自動車整備作業
ビルクリーニング	ビルクリーニング作業
介護＊	介護

○ 主務大臣が告示で定める職種・作業（1職種1作業）

職種名	作業名
空港グランドハンドリング＊	航空機地上支援作業

（注）＊の職種：「技能実習評価試験の整備等に関する専門家会議」による確認の上、人材開発統括官が認定した職種

2. 主務省令等について

監理団体の許可・技能実習計画の認定等に係る手順について

監理団体の許可

監理団体
(事業協同組合等)

監理団体の許可申請



団体の体制等を予備審査

○許可基準に適合すること

- ・ 監理事業を適正に行う能力を有すること
- ・ 外部役員の設置又は外部監査の措置を行っていること など

○欠格事由に該当しないこと

- ・ 一定の前科がないこと。
- ・ 5年以内に許可取消しを受けていないこと
- ・ 5年以内に出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしていないこと など

主務大臣（法務大臣・厚生労働大臣）
へ報告

主務大臣

監理団体の許可

技能実習計画の認定手続へ

技能実習計画の認定等

実習実施者
+ 監理団体

技能実習計画の作成



実習実施者

技能実習計画の認定申請



計画の内容や受入体制の適正性等を審査

○認定基準に適合すること

- ・ 実習生の本国において修得等が困難な技能等であること
- ・ 1号又は2号の技能実習計画で定めた技能検定又は技能実習評価試験に合格していること(2号又は3号の計画認定時) など

○欠格事由に該当しないこと

- ・ 一定の前科がないこと。
- ・ 5年以内に認定取消しを受けていないこと
- ・ 5年以内に出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしていないこと など

技能実習計画の認定

実習生
(監理団体が代理)

在留資格認定証明書の交付申請等



法務大臣（地方入管局）

在留資格認定証明書の交付等

※

※ 新規に入国する場合等は
日本大使館等へ査証申請が
必要

実習生の受入れ

- 技能実習を行わせようとする者は、技能実習生ごとに技能実習計画を作成し、認定を受けることができるとされており、当該技能実習計画の適切性の担保のため、認定基準が設けられている。（法第9条）

技能実習計画の主な認定基準

① 修得等をさせる技能が技能実習生の本国において修得等が困難な技能等であること

② 技能実習の目標

（第1号の目標）技能検定基礎級又はこれに相当する技能実習評価試験の実技試験及び学科試験への合格など

（第2号の目標）技能検定3級又はこれに相当する技能実習評価試験の実技試験への合格

（第3号の目標）技能検定2級又はこれに相当する技能実習評価試験の実技試験への合格

③ 技能実習の内容（※）

- ・ 同一の作業の反復のみによって修得できるものではないこと。
- ・ 第2号・第3号については移行対象職種・作業（主務省令別表記載の職種及び作業）に係るものであること。
- ・ 技能実習を行う事業所で通常行う業務であること。
- ・ 移行対象職種・作業については、業務に従事させる時間全体の2分の1以上を必須業務とし、関連業務は時間全体の2分の1以下、周辺業務は時間全体の3分の1以下とすること。
- ・ 技能実習生は本邦において従事しようとする業務と同種の業務に外国において従事した経験等を有し、又は技能実習を必要とする特別の事情があること（団体監理型のみ）。
- ・ 帰国後に本邦において修得等をした技能等を要する業務に従事することが予定されていること。
- ・ 第3号の技能実習生の場合は、第2号修了後に一か月以上帰国していること。
- ・ 技能実習生や家族等が、保証金の徴収や違約金の定めをされていないこと（技能実習生自身が作成する書面によって明らかにさせる）
- ・ 第1号の技能実習生に対しては、日本語・出入国や労働関係法令等の科目による入国後講習が行われること。
- ・ 複数職種の場合は、いずれも2号移行対象職種であること、相互に関連性があること、合わせて行う合理性があること。

- ④ **実習を実施する期間（第1号は1年以内、第2号・第3号は2年以内であること）**
- ⑤ **前段階における技能実習（第2号は第1号、第3号は第2号）の際に定めた目標が達成されていること**
- ⑥ **技能等の適正な評価の実施（技能検定、技能実習評価試験等による評価を行うこと）**
- ⑦ **適切な体制・事業所の設備、責任者の選任（※）**
- 各事業所ごとに下記を選任していること。
「技能実習責任者」（技能実習の実施に関する責任者）：技能実習に関与する職員を監督することができる立場にあり、かつ、過去3年以内に技能実習責任者に対する講習を修了した常勤の役職員（講習については、経過措置として、平成32年3月31日まで適用なし）。
「技能実習指導員」（技能実習生への指導を担当）：修得させる技能について5年以上の経験を有する常勤の役職員
「生活指導員」（実習生の生活指導を担当）：常勤の役職員
 - 申請者が過去5年以内に人権侵害行為や偽造・変造された文書の使用を行っていないこと。
 - 技能の修得等に必要な機械、器具その他の設備を備えていること。
- ⑧ **許可を受けている監理団体による実習監理を受けること＜団体監理型技能実習の場合＞**
- ⑨ **日本人との同等報酬等、技能実習生に対する適切な待遇の確保（※）**
- 報酬の額が日本人と同等以上であること（これを説明する書類を添付させ、申請者に説明を求める。）
 - 適切な宿泊施設の確保、入国後講習に専念するための措置等が図られていること
 - 食費、居住費等名目のいかなを問わず実習生が定期的に負担する費用について、実習生との間で適正な額で合意がなされていること（費用の項目・額を技能実習計画に記載。技能実習生が理解したことや額が適正であることを示す書類を添付）。
- ⑩ **優良要件への適合＜第3号技能実習の場合＞（別紙1参照）**
- ⑪ **技能実習生の受入れ人数の上限を超えないこと（※） ＜新制度で人数枠を見直し＞（別紙2参照）**

- 監理事業を行おうとする者は、主務大臣の許可を受けなければならないこととされており、当該許可に当たっては、許可基準が設けられ、当該許可基準に適合しなければ許可を受けることはできない。（法第23条及び第25条）

監理団体の主な許可基準

① 営利を目的としない法人であること（※）

商工会議所・商工会、中小企業団体、職業訓練法人、農業協同組合、漁業協同組合、公益社団法人、公益財団法人等

② 監理団体の業務の実施の基準（下記Ⅰ～Ⅳが代表例）に従って事業を適正に行うに足りる能力を有すること（※）

Ⅰ 実習実施者に対する定期監査（頻度は旧制度と同じ3か月に1回以上、監査は以下の方法による必要がある）

ア 技能実習の実施状況の実地確認

イ 技能実習責任者及び技能実習指導員から報告を受けること

ウ 在籍技能実習生の4分の1以上との面談

エ 実習実施者の事業所における設備の確認及び帳簿書類等の閲覧

オ 技能実習生の宿泊施設等の生活環境の確認

Ⅱ 第1号の技能実習生に対する入国後講習の実施（適切な者に対しては委託可能であることを明確化）

Ⅲ 技能実習計画の作成指導

・ 指導に当たり、技能実習を実施する事業所及び技能実習生の宿泊施設を確認

・ 適切かつ効果的に実習生に技能等を修得させる観点からの指導は、技能等に一定の経験等を有する者が担当。

Ⅳ 技能実習生からの相談対応（技能実習生からの相談に適切に応じ、助言・指導その他の必要な措置を実施）

③ 監理事業を健全に遂行するに足りる財産的基礎を有すること

④ 個人情報の適正な管理のため必要な措置を講じていること

⑤ 外部役員又は外部監査の措置を実施していること（別紙3参照）

⑥ 基準を満たす外国の送出機関（別紙4参照）と、技能実習生の取次ぎに係る契約を締結していること

⑦ 優良要件への適合＜第3号技能実習の実習監理を行う場合＞（別紙1参照）

⑧ ①～⑦のほか、監理事業を適正に遂行する能力を保持していること

下記を満たさない場合は、監理事業を適正に遂行する能力があるとは判断されない。

・ 監理費は、適正な種類及び額の監理費をあらかじめ用途及び金額を明示した上で徴収（法第28条）

・ 自己の名義をもって、他人に監理事業を行わせてはならないこと（法第38条）

・ 適切な監理責任者が事業所ごとに選任されていること（法第40条）

※ 監理責任者は事業所に所属し、監理責任者の業務を適正に遂行する能力を有する常勤の者でなければならない。

また、過去3年以内に監理責任者に対する講習を修了した者でなければならない（講習については、経過措置として、平成32年3月31日まで適用なし）。

（※）①②に関しては、事業所管大臣が告示で要件を定めた場合には、その事業に該当する職種の監理団体は、当該要件を満たすことが必要となる。

- 実習実施者について、技能等の修得等をさせる能力につき高い水準を満たすものとして主務省令で定める基準に適合していること（法第9条第10号）
- 監理団体については、技能実習の実施状況の監査その他の業務を遂行する能力につき高い水準を満たすものとして主務省令で定める基準に適合していること（法第25条第1項第7号）

いずれも得点が満点の6割以上であれば、優良な実習実施者・監理団体の基準に適合することとなる。

優良な実習実施者の要件

（満点 120）

- ① 技能等の修得等に係る実績（70点）
 - ・過去3年間の基礎級、3級、2級程度の技能検定等の合格率* 等
 - *3級2級程度については、新制度への移行期は合格実績を勘案
- ② 技能実習を行わせる体制（10点）
 - ・直近過去3年以内の技能実習指導員、生活指導員の講習受講歴（平成31年4月1日以降、加対象）
- ③ 技能実習生の待遇（10点）
 - ・第1号実習生の賃金と最低賃金の比較
 - ・技能実習の各段階の賃金の昇給率
- ④ 法令違反・問題の発生状況（5点（違反等あれば大幅減点））
 - ・直近過去3年以内の改善命令の実績、失踪の割合
 - ・直近過去3年以内に実習実施者に責めのある失踪の有無
- ⑤ 相談・支援体制（15点）
 - ・母国語で相談できる相談員の確保
 - ・他の機関で実習継続が困難となった実習生の受入実績 等
- ⑥ 地域社会との共生（10点）
 - ・実習生に対する日本語学習の支援
 - ・地域社会との交流を行う機会・日本文化を学ぶ機会の提供

優良な監理団体の要件

（満点 120）

- ① 実習の実施状況の監査その他の業務を行う体制（50点）
 - ・監理事業に関与する常勤の役職員と実習監理を行う実習実施者の比率
 - 監理責任者以外の監査に関与する職員の講習受講歴 等
- ② 技能等の修得等に係る実績（40点）
 - ・過去3年間の基礎級、3級、2級程度の技能検定等の合格率* 等
 - *3級2級については、新制度への移行期は合格実績を勘案
- ③ 法令違反・問題の発生状況（5点（違反等あれば大幅減点））
 - ・直近過去3年以内の改善命令の実績、失踪の割合
- ④ 相談・支援体制（15点）
 - ・他の機関で実習が困難となった実習生の受入に協力する旨の登録を行っていること
 - ・他の機関で実習継続が困難となった実習生の受入実績 等
- ⑤ 地域社会との共生（10点）
 - ・実習実施者に対する日本語学習への支援
 - ・実習実施者が行う地域社会との交流を行う機会・日本文化を学ぶ機会の提供への支援

優良な実習実施者の要件（詳細）

項目	配点
【最大70点】	
①技能等の修得等に係る実績	
I 過去3年間の基礎級程度の技能検定等の学科試験及び実技試験の合格率（旧制度の基礎2級程度の合格率を含む。）	・95%以上：20点 ・80%以上95%未満：10点 ・75%以上80%未満：0点 ・75%未満：－20点
II 過去3年間の2・3級程度の技能検定等の実技試験の合格率 ＜計算方法＞ 分母：新技能実習生の2号・3号修了者数 －うちやむを得ない不受検者数 ＋旧技能実習生の受検者数 分子：（3級合格者数＋2級合格者数×1.5）×1.2 * 旧技能実習生の受検実績について、施行日以後の受検実績は必ず算入。施行日前については、施行前の基準日以前の受検実績は算入しないこととすることも可。 * 施行後3年間については、IIに代えて、II－2(1)及び(2)で評価することも可能とする。	・80%以上：40点 ・70%以上80%未満：30点 ・60%以上70%未満：20点 ・50%以上60%未満：0点 ・50%未満：－40点
II－2(1) 直近過去3年間の3級程度の技能検定等の実技試験の合格実績	・合格者3人以上：35点 ・合格者2人：25点 ・合格者1人：15点 ・合格者なし：－35点
II－2(2) 直近過去3年間の2級程度の技能検定等の実技試験の合格実績	・合格者2人以上：5点 ・合格者1人：3点
III 直近過去3年間の2・3級程度の技能検定等の学科試験の合格実績 * 2級、3級で分けず、合格人数の合計で評価	・合格者2人以上：5点 ・合格者1人：3点
IV 技能検定等の実施への協力 * 技能検定委員（技能検定における学科試験及び実技試験の問題の作成、採点、実施要領の作成や検定試験会場での指導監督などを職務として行う者）又は技能実習評価試験において技能検定委員に相当する者を社員等の中から輩出している場合や、実技試験の実施に必要とされる機材・設備等の貸与等を行っている場合を想定	・有：5点

得点が満点（120点）の6割以上となる実習実施者は
優良な実習実施者の基準に適合することとなる。

【最大10点】	
* 平成31年4月1日から加算対象	
I 直近過去3年以内の技能実習指導員の講習受講歴	・全員有：5点
II 直近過去3年以内の生活指導員の講習受講歴	・全員有：5点
【最大10点】	
I 第1号技能実習生の賃金（基本給）のうち最低のものと最低賃金の比較	・115%以上：5点 ・105%以上115%未満：3点
II 技能実習生の賃金に係る技能実習の各段階ごとの昇給率	・5%以上：5点 ・3%以上5%未満：3点
【最大5点】	
I 直近過去3年以内に改善命令を受けたことがあること（旧制度の改善命令相当の行政指導を含む。）	・改善未実施：－50点 ・改善実施：－30点
II 直近過去3年以内における失踪がゼロ又は失踪の割合が低いこと（旧制度を含む。）	・ゼロ：5点 ・10%未満又は1人以下：0点 ・20%未満又は2人以下：－5点 ・20%以上又は3人以上：－10点
III 直近過去3年以内に責めによるべき失踪があること（旧制度を含む。）	・該当：－50点
【最大15点】	
I 母国語相談・支援の実施方法・手順を定めたマニュアル等を策定し、関係職員に周知していること	・有：5点
II 受け入れた技能実習生について、全ての母国語で相談できる相談員を確保していること（旧制度を含む。）	・有：5点
III 直近過去3年以内に、技能実習の継続が困難となった技能実習生に引き続き技能実習を行う機会を与えるために当該技能実習生の受入れを行ったこと（旧制度下における受入れを含む。）	・有：5点
【最大10点】	
I 受け入れた実習生に対し、日本語の学習の支援を行っていること	・有：4点
II 地域社会との交流を行う機会をアレンジしていること	・有：3点
III 日本の文化を学ぶ機会をアレンジしていること	・有：3点

優良な監理団体（一般監理事業）の要件（詳細）

得点が満点（120点）の6割以上となる監理団体は
優良な監理団体の基準に適合することとなる。

	項目	配点
① 団体監理型技能実習の実施状況の監査その他の業務を行う体制	【最大50点】 * 講習受講歴の加点は平成31年4月1日以降	
	I 監理団体が行う定期的監査について、その実施方法・手順を定めたマニュアル等を策定し、監査を担当する職員に周知していること。	・有 : 5点
	II 監理事業に関与する常勤の役職員と実習監理を行う実習実施者の比率	・1:5未満 : 15点 ・1:10未満 : 7点
	III 直近過去3年以内の監理責任者以外の監理団体の職員（監査を担当する者に限る。）の講習受講歴	・60%以上 : 10点 ・50%以上60%未満: 5点
	IV 実習実施者の技能実習責任者、技能実習指導員、生活指導員等に対し、毎年、研修の実施、マニュアルの配布などの支援を行っていること	・有 : 5点
	V 帰国後の技能実習生のフォローアップ調査に協力すること。	・有 : 5点
	VI 技能実習生のあつせんに関し、監理団体の役職員が送出国での事前面接をしていること。	・有 : 5点
	VII 帰国後の技能実習生に関し、送出国と連携して、就職先の把握を行っていること。	・有 : 5点
② 技能等の修得等に係る実績	【最大40点】	
	I 過去3年間の基礎級程度の技能検定等の学科試験及び実技試験の合格率（旧制度の基礎2級程度の合格率を含む。）	・95%以上:10点 ・80%以上95%未満:5点 ・75%以上80%未満:0点 ・75%未満:－10点
	II 過去3年間の2・3級程度の技能検定等の実技試験の合格率 * 計算方法は実習実施者の①IIと同じ * 施行後3年間については、IIに代えて、II－2(1)及び(2)で評価することも可能とする。	・80%以上:20点 ・70%以上80%未満:15点 ・60%以上70%未満:10点 ・50%以上60%未満:0点 ・50%未満:－20点
	II－2(1) 直近過去3年間の3級程度の技能検定等の実技試験の合格実績	・2以上の実習実施者から合格者を輩出:15点 ・1の実習実施者から合格者を輩出:10点 ・上記以外:－15点
	II－2(2) 直近過去3年間の2級程度の技能検定等の実技試験の合格実績	・2以上の実習実施者から合格者を輩出:5点 ・1の実習実施者から合格者を輩出:3点
	III 直近過去3年間の2・3級程度の技能検定等の学科試験の合格実績 * 2級、3級で分けず、合格人数の合計で評価	・2以上の実習実施者から合格者を輩出:5点 ・1の実習実施者から合格者を輩出:3点
	IV 技能検定等の実施への協力 * 傘下の実習実施者が、技能検定委員（技能検定における学科試験及び実技試験の問題の作成、採点、実施要領の作成や検定試験会場での指導監督などを職務として行う者）又は技能実習評価試験において技能検定委員に相当する者を社員等の中から輩出している場合や、実技試験の実施に必要なとされる機材・設備等の貸与等を行っている場合を想定	・1以上の実習実施者から協力有:5点

③ 法令違反・問題の発生状況	【最大5点】	
	I 直近過去3年以内に改善命令を受けたことがあること（旧制度の改善命令相当の行政指導を含む。）	・改善未実施 : －50点 ・改善実施 : －30点
	II 直近過去3年以内における失踪がゼロ又は失踪の割合が低いこと（旧制度を含む。）	・ゼロ : 5点 ・10%未満又は1人以下:0点 ・20%未満又は2人以下:－5点 ・20%以上又は3人以上:－10点
	III 直近過去3年以内に責めによるべき失踪があること（旧制度を含む。）	・該当 : －50点
④ 相談・支援体制	【最大15点】	
	I 機構・監理団体が実施する母国語相談・支援の方法・手順を定めたマニュアル等を策定し、関係職員に周知していること	・有 : 5点
	II 技能実習の継続が困難となった技能実習生（他の監理団体傘下の実習実施者で技能実習を行っていた者に限る。）に引き続き技能実習を行う機会を与えるための受入れに協力する旨の機構への登録を行っていること。	・有 : 5点
	III 直近過去3年以内に、技能実習の継続が困難となった技能実習生（他の監理団体傘下の実習実施者で技能実習を行っていた者に限る。）に引き続き技能実習を行う機会を与えるために、当該技能実習生の受入れを行ったこと（旧制度下における受入れを含む。）	有 5点
⑤ 地域社会との共生	【最大10点】	
	I 受け入れた実習生に対し、日本語の学習の支援を行っている実習実施者を支援していること	・有 : 4点
	II 地域社会との交流を行う機会をアレンジしている実習実施者を支援していること	・有 : 3点
	III 日本の文化を学ぶ機会をアレンジしている実習実施者を支援していること	・有 : 3点

基本人数枠

実習実施者の常勤の職員の総数	技能実習生の人数
301人以上	常勤職員総数の 20分の1
201人～300人	15人
101人～200人	10人
51人～100人	6人
41人～50人	5人
31人～40人	4人
30人以下	3人

(参考)旧制度の基本人数枠

実習実施機関の常勤の職員の総数	技能実習生の人数
301人以上	常勤職員総数の20分の1
201人～300人	15人
101人～200人	10人
51人～100人	6人
50人以下	3人

※ 常勤職員数には、技能実習生(1号、2号及び3号)は含まれない。

人数枠(団体監理型)

人数枠

第1号 (1年間)	第2号 (2年間)	優良基準適合者		
		第1号(1年間)	第2号(2年間)	第3号(2年間)
基本人数枠	基本人数枠の2倍	基本人数枠の2倍	基本人数枠の4倍	基本人数枠の6倍

人数枠(企業単独型)

技能実習生の人数枠

企業	第1号 (1年間)	第2号 (2年間)	優良基準適合者		
			第1号(1年間)	第2号(2年間)	第3号(2年間)
法務大臣及び厚生労働大臣が継続的で安定的な実習を行わせる体制を有すると認める企業	基本人数枠	基本人数枠の2倍	基本人数枠の2倍	基本人数枠の4倍	基本人数枠の6倍
上記以外の企業	常勤職員総数の20分の1	常勤職員総数の10分の1	常勤職員総数の10分の1	常勤職員総数の5分の1	常勤職員総数の10分の3

- 団体監理型・企業単独型ともに、下記の人数を超えてはならない。
(1号実習生:常勤職員の総数、2号実習生:常勤職員数の総数の2倍、3号実習生:常勤職員数の総数の3倍)
- 特有の事情のある職種については、事業所管大臣が定める告示で定められた人数とする。
- やむを得ない事情で他の実習実施者から転籍した実習生を受け入れる場合、上記の人数枠と別に受け入れることを可能とする。

- 監理事業を行おうとする者は、外部役員を置いていること又は外部監査の措置を講じていること(法第25条第1項第5号)

外部役員を置く方法

- 外部役員は、実習実施者に対する監査等の業務が適正に実施されているかの確認を、法人内部において担当

(1) 外部役員は、過去3年以内に指定された講習を受講した者でなければならない。(講習については、経過措置として、平成32年3月31日まで適用なし)

(2) 外部役員は、下記に該当する者であってはならない。

- ① 実習監理を行う対象の実習実施者又はその現役若しくは過去5年以内の役職員
- ② 過去5年以内に実習監理を行った実習実施者の現役又は過去5年以内の役職員
- ③ ①②の者の配偶者又は二親等以内の親族
- ④ 申請者（監理団体）の現役又は過去5年以内の役職員
- ⑤ 申請者（監理団体）の構成員（申請者が実習監理する団体監理型技能実習の職種に係る事業を営む構成員に限る。）又はその現役又は過去5年以内の役職員
- ⑥ 傘下以外の実習実施者又はその役職員
- ⑦ 他の監理団体の役職員
- ⑧ 申請者（監理団体）に取次ぎを行う外国の送出機関の現役又は過去5年以内の役職員
- ⑨ 過去に技能実習に関して不正等を行った者など、外部役員による確認の公正が害されるおそれがあると認められる者

※④⑦について、監理事業に係る業務の適正な執行の指導監督に関する専門的な知識と経験を有する役員（専門的な知識の経験に基づき現に監理事業に従事している員外役員）及び指定外部役員に指定されている役員は外部役員として認められる。

(3) 外部役員は、監理団体の各事業所について監査等の業務の遂行状況を3か月に1回以上確認。その結果を記載した書類を作成。

外部監査人を置く方法（外部監査の措置）

- 外部監査人（法人も可）は、実習実施者に対する監査等の業務が適正に実施されているかの監査を、法人外部から実施

(1) 外部監査人は、過去3年以内に指定された講習を受講した者でなければならない。(講習については、経過措置として、平成32年3月31日まで適用なし)

(2) 外部監査人は、上記の①から⑨までに相当する者及び法人であって監理団体の許可の欠格事由に該当する者、個人であって監理団体の許可に係る役員関係の欠格事由に該当する者であってはならない。

(3) 外部監査人は、監理団体の各事業所について監査等の業務の遂行状況を3か月に1回以上確認。その結果を記載した書類を作成。

(4) 外部監査人は、監理団体が行う実習実施者への監査に、監理団体の各事業所につき1年に1回以上同行して確認。その結果を記載した書類を作成。

○ 外国の送出機関とは(法第23条第2項)

団体監理型技能実習生になろうとする者からの団体監理型技能実習に係る求職の申込みを適切に日本の監理団体に取り次ぐことができる者として主務省令で定める要件に適合するものをいう。

外国の送出機関の要件

- (1) 所在する国の公的機関から技能実習の申込みを適切に日本の監理団体に取り次ぐことができるものとして推薦を受けていること
- (2) 制度の趣旨を理解して技能実習を行おうとする者のみを適切に選定して、日本への送出しを行うこと
- (3) 技能実習生等から徴収する手数料その他の費用について、算出基準を明確に定めて公表するとともに、当該費用について技能実習生等に対して明示し、十分に理解をさせること
- (4) 技能実習を修了して帰国した者が、修得した技能を適切に活用できるよう、就職先のあっせんその他の必要な支援を行うこと
- (5) フォローアップ調査への協力等、法務大臣、厚生労働大臣、外国人技能実習機構からの要請に応じること
- (6) 当該機関又はその役員が、日本又は所在する国の法令に違反して、禁錮以上の刑又はこれに相当する外国の法令による刑に処せられ、刑の執行の終了等から5年を経過しない者でないこと
- (7) 所在する国又は地域の法令に従って事業を行うこと
- (8) 保証金の徴収その他名目のいかんを問わず、技能実習生の日本への送出しに関連して、技能実習生又はその家族等の金銭又はその他の財産を管理しないこと
- (9) 技能実習に係る契約不履行について、違約金を定める契約や不当に金銭その他の財産の移転をする契約を締結しないこと
- (10) 技能実習生又はその家族等に対して(8)(9)の行為が行われていないことを技能実習生から確認すること
- (11) 過去5年以内に偽造・変造された文書の使用などの行為を行っていないこと
- (12) その他、技能実習の申込みを適切に日本の監理団体に取り次ぐために必要な能力を有すること

2 国間取決めを作成した国

送出し国の政府が、上記(1)～(12)の確認を行い、適切な送出機関を認定する。

外国の送出国機関への推薦状（2018年4月23日時点）

	要否	送出国添付書類(※3)	発行主体
ベトナム	不要	不要	Ministry of Labour, Invalids and Social Affairs
中国	必要	必要	商務省及び地方行政機関
フィリピン	必要 (※1)	必要	Department of Labor and Employment
インドネシア	必要	必要	Ministry of Manpower
タイ	必要 (※2)	必要	Ministry of Labor
カンボジア	不要	不要	Ministry of Labour and Vocational Training
ミャンマー	必要	必要	Ministry of Labour, Immigration and Population
モンゴル	必要	必要	Ministry of Labour and Social Protection
ラオス	不要	不要	Ministry of Labour and Social Welfare
スリランカ	必要	必要	Ministry of Foreign Employment
バングラデシュ	不要	不要	Ministry of Expatriate's Welfare & Overseas Employment
インド	不要	不要	Ministry of Skill Development and Entrepreneurship

(※1、フィリピン)

Philippine Overseas Employment Administration
 Republic of the Philippines
 Department of Labor and Employment
 BFO Building, Ortigas Avenue cor. EDSA, Mandaluyong City 1501
 Website: www.poea.gov.ph E-mail: info@poea.gov.ph
 Hotline: 722-1144, 722-1155, 722-1166, 722-1177

CERTIFICATION

This is to certify that based on available records of this Office, [redacted] with office address at [redacted] represented by its President, [redacted], is a private recruitment agency, whose license is valid until [redacted].

It is further certified that the agency is not subject of any suspension order as of this date.

This certification is issued upon the request of [redacted], of the abovementioned agency for whatever legal purpose it may serve.

01 June 2017

(※2、タイ)

No. [redacted]

Department of Employment
 Mitrmai Road, Din Daeng
 Bangkok 10400

Certificate of being the Sending Organization for Trainees under the Overseas Training and Technical Intern Training Program

This is to certify that

by

License No. [redacted] Office Address [redacted]

is considered as being the Sending Organization for Trainees under the Overseas Training and Technical Intern Training Program which the license holder must comply with the Recruitment and Job-Seekers Protection Act, B.E. 2528.

This certificate is valid until [redacted] B.E. (.....)
 issued on [redacted] B.E. (.....)

Department of Employment

○ MOCに基づく両国の協力によって、推薦状の提出が不要になる場合があります。

※1、2 フィリピン及びタイについては、右にある証明書をもって推薦状の代わりとすることができます。

※3 参考様式2-10, 2-11の送出国機関が作成する書類を指します。

技能実習に関する二国間取決めについて

作成のねらい

- 日本と送出国が技能実習を適正かつ円滑に行うために連携を図ること

取決めの骨子

日本側

- 技能実習法の基準に基づき、監理団体の許可・技能実習計画の認定を適切に行う。
- 送出し国側が認定した送出機関及び認定を取り消した送出機関を日本で公表し、送出し国側が認定した送出機関からの技能実習生のみを受け入れる。
- 監理団体・実習実施者に対して、許認可の取消や改善命令を行った場合は、その結果を送出し国側に通知する。

送出し国側

- 本協力覚書の認定基準に基づき、送出機関の認定を適切に行う。
 - ・ 制度の趣旨を理解して技能実習を行おうとする者を選定すること
 - ・ 帰国した者が技能等を活用できるよう就職先のあっせんその他の支援を行うこと
 - ・ 保証金の徴収，違約金契約をしないこと
 - ・ 技能実習生に対する人権侵害をしないこと
- 送出機関の認定を取り消したときは、日本側に通知する。
- 日本側から不適切な送出機関についての通知を受けたときは、調査を行い適切に対処する。また、その結果を日本側に通知する。

両国共通の事項

- 技能実習制度についての定期的な意見交換

**作成状況
(H30.4月時点)**

ベトナム（H29.6月），カンボジア（H29.7月），インド（H29.10月），フィリピン（H29.11月）
ラオス（H29.12月），モンゴル（H29.12月），バングラデシュ（H30.1月），スリランカ（H30.2月）
ミャンマー（H30.4月）

(参考) 技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する基本方針

根拠

- 主務大臣は技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する基本方針を定めなければならない（技能実習法 7 条 1 項）
- 基本方針に掲げる事項（技能実習法 7 条 2 項）
 - ・ 技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する基本的事項
 - ・ 技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るための施策に関する事項
 - ・ 技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に際し配慮すべき事項
 - ・ 技能等の移転を図るべき分野その他技能等の移転の推進に関する事項

基本方針の概要

※印は、衆・参法務委員会における附帯決議での指摘事項

(1) 技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する基本的事項

技能実習制度の見直しの経緯，技能実習法の概要，技能実習の基本理念及び技能実習関係者の責務

(2) 技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るための施策に関する事項

技能実習計画（認定制の趣旨，実習期間の途中で技能実習生の意に反して帰国させることの禁止，技能実習を中止して帰国する場合の事前の届出(※)等），実習実施者（実施の届出，技能実習生の報酬からの不当な控除の禁止(※)，労働時間に係る労働法令違反の禁止(※)，技能実習生の待遇について日本人との不当な差別の禁止(※)），監理団体（許可制の趣旨，留意事項），優良な実習実施者及び監理団体（第 3 号技能実習の創設や受入れ人数枠の拡大の趣旨），技能実習生の保護（通報・申告・相談対応，技能実習生が実習先の変更を求めることについてやむを得ない事情がある場合の実習先の変更支援(※)，第 3 号技能実習移行時の実習先の選択），国レベルでの取決め（送出し国政府との取決めの作成）

(3) 技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に際し配慮すべき事項

国の役割，外国人技能実習機構の役割・業務，事業所管大臣等との連携，地域協議会，対象職種，技能実習評価試験，特定の職種に係る技能実習の適正な実施（介護についての適切な対応策(※)）及び技能実習生の保護を図るための施策

(4) 技能等の移転を図るべき分野その他技能等の移転の推進に関する事項

技能等の移転を図るべき分野，技能等の移転の推進に係る調査，好事例の収集・分析，修得等した技能等の見える化

(5) その他

技能実習生の適正な在留の確保，地域社会との共生の推進，関係機関との連携

前職要件（省令第10条第2項第3号ホについて）

団体監理型技能実習の場合は、技能実習生は、日本において従事しようとする業務と同種の業務に外国において従事した経験を有すること又は団体型技能実習に従事することを必要とする特別な事情があることが必要です。（省令第10条第2項第3号ホ）

本邦において従事しようとする業務と同種の業務に外国において従事した経験を有すること

「本邦において従事しようとする業務と同種の業務に外国において従事した経験を有すること」については、日本において行おうとする技能実習において中心的に修得等を行おうとする技能等について送出国で業務として従事した経験を有することを求めるものです。ただし、送出国で業務として従事していた業務の名称が形式的に同一であることまでを求めるものではありません。

団体監理型技能実習に従事することを必要とする特別な事情があること

以下①から③までの場合が該当します。

① 教育機関において同種の業務に関連する教育課程を修了している場合（修了見込みの場合も含む。）

教育機関の形態は問いませんが、教育を受けた期間については6か月以上又は320時間以上であることが必要です。この場合、以下の資料を全て提出することが必要となります。

- ・ 教育機関の概要を明らかにする書類（同種の業務に関連する分野の教育を行っていることが分かる書類に限る。）
- ・ 技能実習生が当該教育機関において関連する教育課程を修了したことを証明する書類（修了見込みの証明も含む。）

② 技能実習生が技能実習を行う必要性を具体的に説明でき、かつ、技能実習を行うために必要な最低限の訓練を受けている場合

当該技能実習を行う必要性を具体的に説明できる場合とは、

- ・ 家業を継ぐことになり、当該分野の技能実習を行う必要性が生じた場合
- ・ 本国で急成長している分野での就業を希望し、そのために当該分野での技能実習を行う必要性が生じた場合

などをいいます。この場合は、技能実習生に技能実習を行う必要性について具体的に記載させた理由書を提出することが必要となります。

また、技能実習を行うために必要な最低限の訓練としては、2か月以上の期間かつ320時間以上の課程を有し、そのうち1か月以上の期間かつ160時間以上の課程が入国前講習であること、1か月以上の期間かつ160時間以上の課程（実技・座学の別を問わない）が技能実習の職種に関連することが必要です。

③ 実習実施者又は監理団体と送出国との間の技術協力上特に必要があると認められる場合

実習実施者や監理団体と送出国の公的機関との間で技能実習制度を活用して人材育成を行う旨の協定等に基づき、技能実習を行わせると認められる場合です。この場合、実習実施者や監理団体と送出国の公的機関との間の技術協力上の必要性を立証する資料を提出することが必要となります。

3. 新制度への円滑な移行に向けての対応について

～技能実習法の施行に伴う旧制度から新制度への移行について～

(※下の図に関する説明は次頁参照)

施行日以後に上陸する技能実習生

【基本型】

【平成29年11月1日（施行日）】

技能実習計画認定の申請
は、施行日前でも可能

計画認定
申請

計画
認定

証明書交付申請

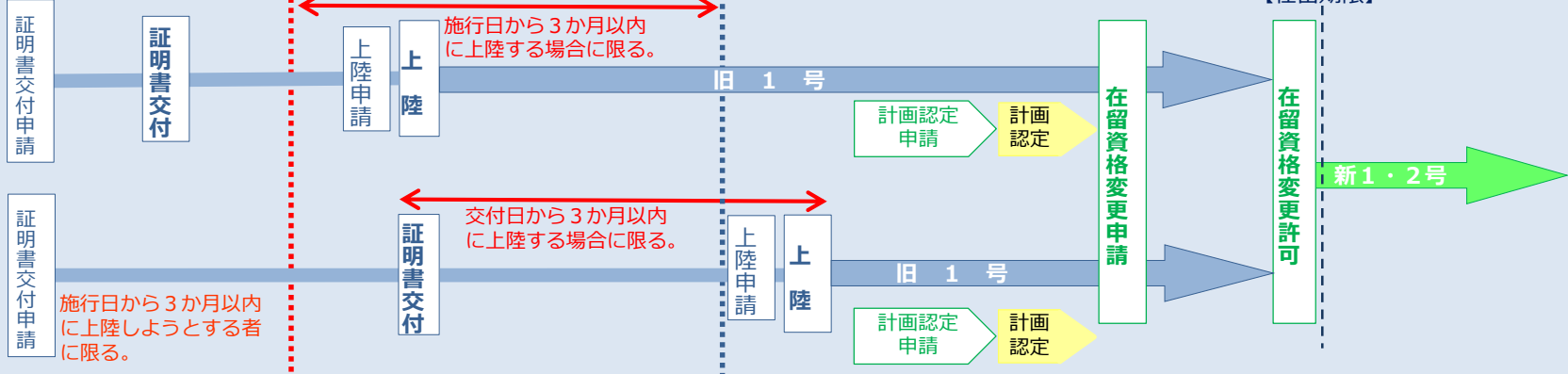
証明書交付

上
陸

新 1 号

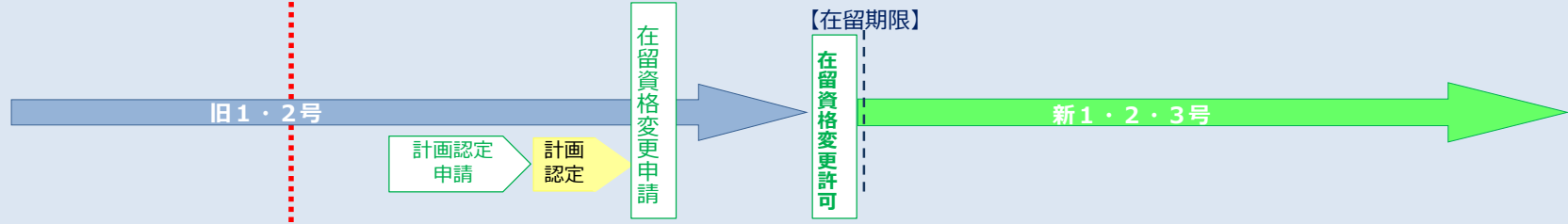
【手続継続型】（施行日前に旧 1 号の在留資格認定証明書の交付を申請）附則13条 3・4項

【平成30年 1月31日】



施行日をまたいで在留する技能実習生

【基本型】 附則 13 条 1 項本文



【手続継続型】（施行日から3か月以内に期間が満了かつ施行日前に変更・更新を申請）附則13条2項

【平成30年 1月31日】



旧制度（入管法）の手続（旧制度での受入れが可能な技能実習生の入国・在留諸申請）

（１）平成29年11月1日に在留している技能実習生

在留期間の満了日が到来するまでの間は、旧制度で技能実習を行わせることができる。

（２）平成30年1月31日までに在留期間の満了日が到来する技能実習生

平成29年10月31日までに在留資格変更許可申請又は在留期間更新許可申請を行った場合には、旧制度が適用される。他方、同年11月1日以後にこれらの申請を行った場合には、新制度が適用される。

（３）平成30年1月31日までに入国予定の技能実習生

平成29年10月31日までに在留資格認定証明書交付申請を行った上、認定証明書交付後3か月以内に入国した場合には、旧制度が適用される。他方、同年11月1日以後に同申請を行った場合は、新制度が適用される。

23頁の図についての補足

- 図の「新1号」とは、新制度による技能実習1号の在留資格を決定された技能実習生を表し、この者には、技能実習法が適用される。また、「旧1号」とは、技能実習法の施行前の旧制度による技能実習1号の在留資格を決定された旧技能実習生を表し、この者には、技能実習法は適用されず、旧制度の規定が適用される。
- 図の【基本型】のとおり、技能実習法は、原則として、同法の施行後に上陸許可又は在留資格変更許可を受けた技能実習生に対して適用される（施行後に在留期間を更新しようとする場合には、原則として、在留期間の更新ではなく、旧技能実習1号から新技能実習1号、旧技能実習2号から新技能実習2号への在留資格変更許可を受けることになる。）。
この場合には、上陸や在留資格変更の手続をとる前に、技能実習法に基づく技能実習計画の認定を受ける必要がある。
- ただし、図の【手続継続型】のとおり、施行前に上陸、在留資格変更又は在留期間更新に関する手続が開始された場合には、施行後に上陸、在留資格変更又は在留期間更新の許可がされた場合であっても、一定の範囲内（※）で、その許可に基づく在留中はなお旧制度の規定が適用される。なお、その後引き続き技能実習を行おうとする場合には、技能実習法に基づく技能実習計画の認定を受けた上で、在留資格変更の申請をする必要があり、その許可を受けたときから、その技能実習生は、技能実習法の適用を受ける技能実習生となる。

（※）上陸であれば、技能実習法の施行日又は在留資格認定証明書の交付日から3か月以内に上陸する場合に限る。

在留資格変更又は在留期間更新であれば、変更又は更新する前の在留期間満了日が技能実習法の施行日から3か月以内である場合に限る。

技能実習制度の見直し（大きな枠組み）

旧制度

技能実習の内容や受入機関の基準等は、入管法令（上陸基準省令等）で、技能実習生の入国等の条件として規定。技能実習の内容や受入機関に関する基準を満たしていないときも、技能実習生の上陸を認めないという入管法の処分による対処のみ。【間接的な規制】



しかし、一部の制度の趣旨を理解しない受入機関による法令違反が生じており、入管法令による間接的な規制の枠組みによる制度の適正化には限界。



新制度

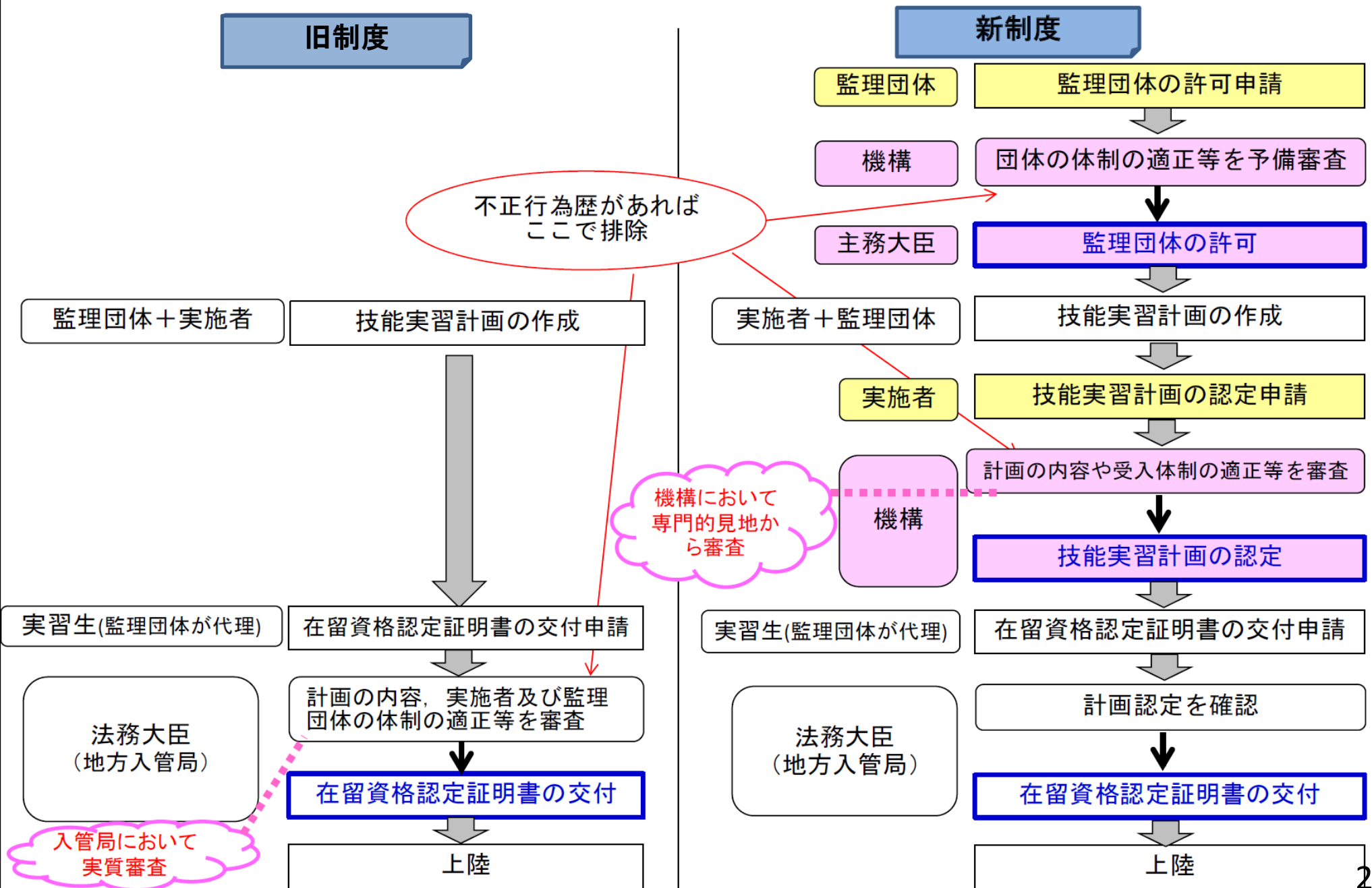
監理団体の許可や技能実習計画の認定の仕組みを設け、受入機関を直接規制するという技能実習の新たな枠組みを構築するため、技能実習法を制定。【直接的な規制】

技能実習を行わせることの適否は、技能実習計画の認定手続の中で主務大臣（外国人技能実習機構）が判断。

上陸手続で技能実習を行わせることの適否を重ねて判断することは不要となり、上陸手続では、技能実習計画が認定されていることを踏まえて上陸の許可を判断（基準省令では詳細な基準は削除し、技能実習計画が認定されていることのみを要件として規定。）。

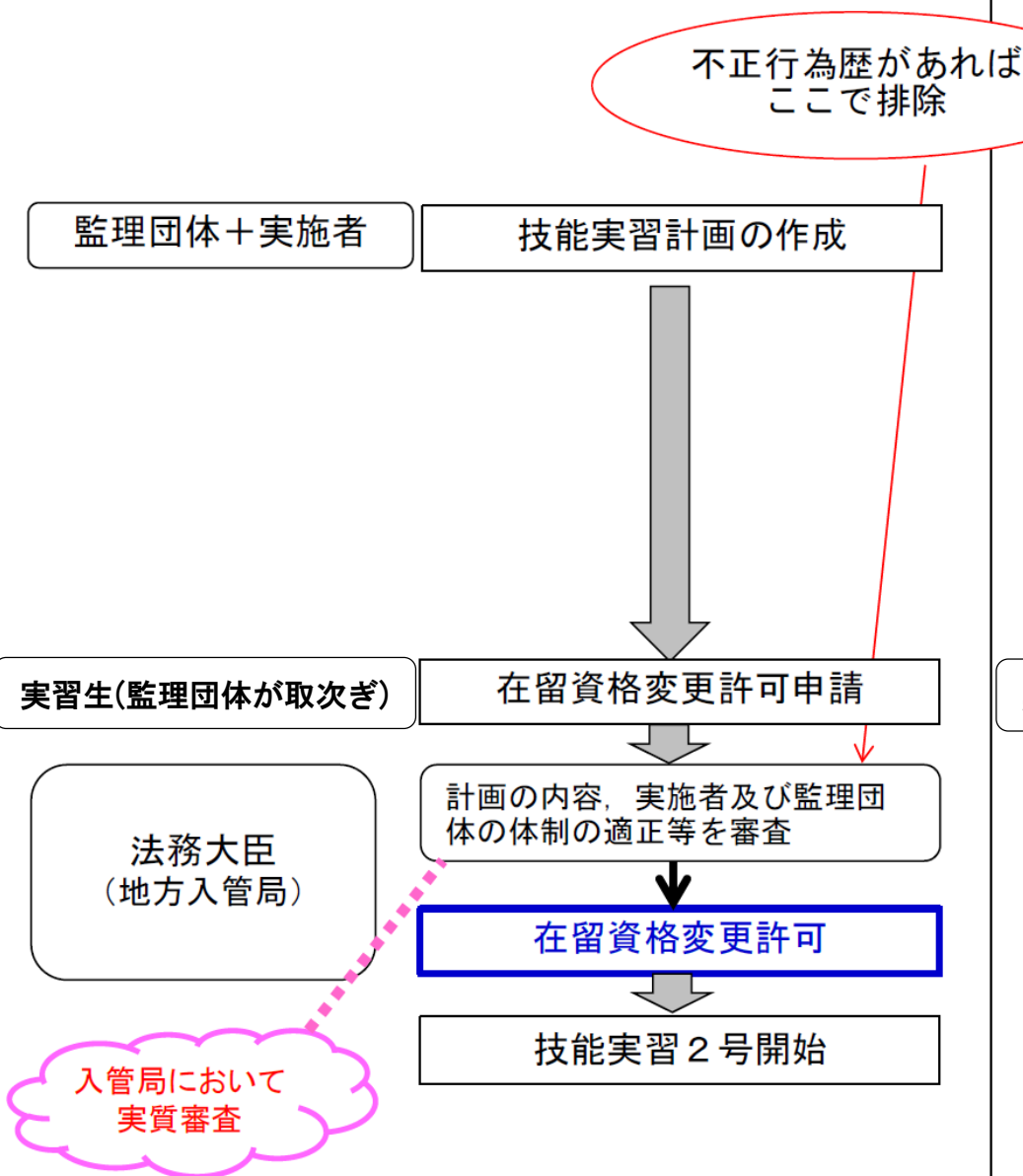
- * 団体要件省令等の関係省令を廃止。
- * 変更基準省令（技能実習2号への変更部分）も廃止（技能実習2号でも新規上陸を認めることとしたことに伴うもの。）。

技能実習計画の取扱いに係る制度の比較①（1号団体監理型）

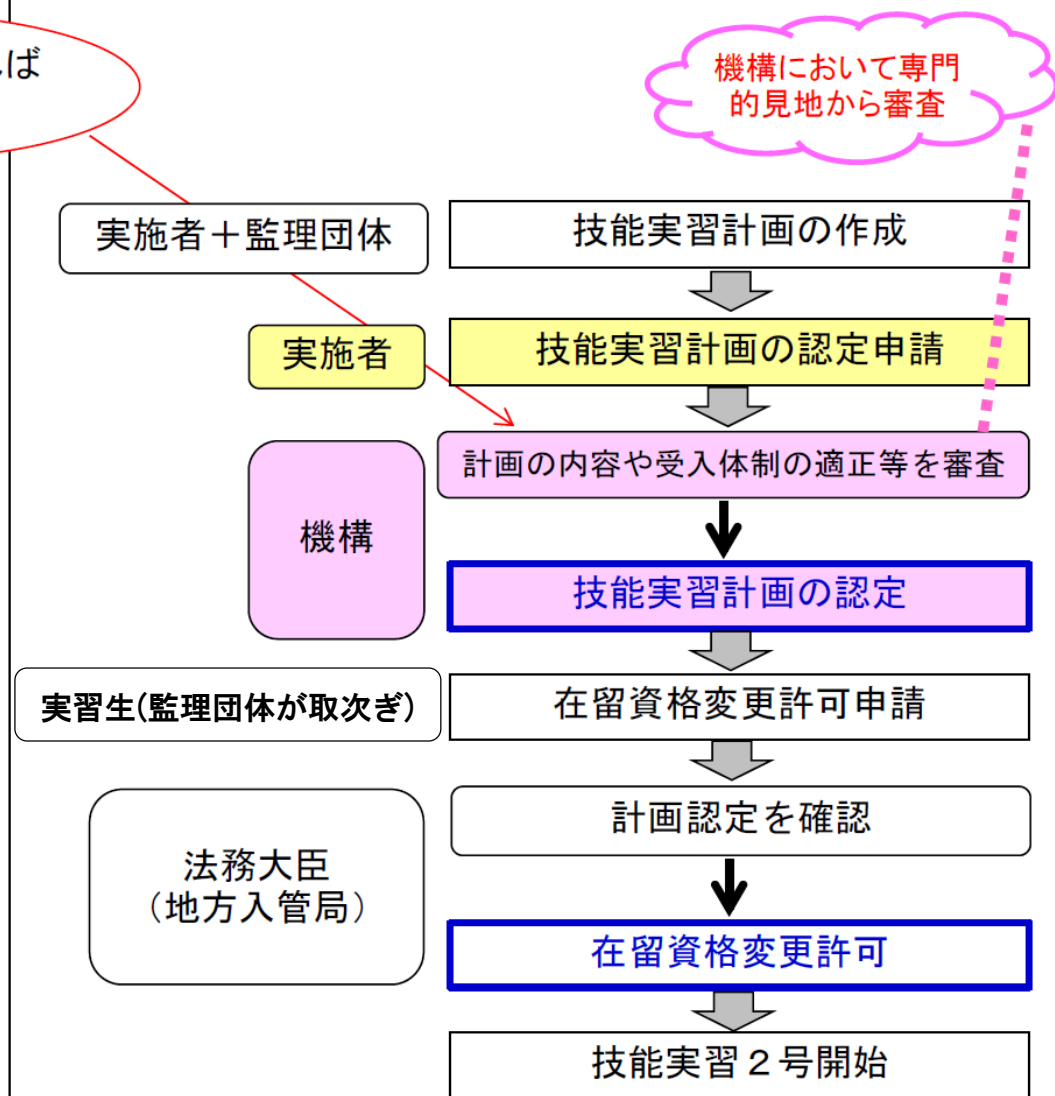


技能実習計画の取扱いに係る制度の比較②（2号団体監理型）

旧制度



新制度



技能実習計画の認定申請手続

1 技能実習計画の認定

技能実習法に基づき、技能実習生を受け入れるためには、技能実習生ごとに「技能実習計画」を作成し、その技能実習計画が適当である旨、外国人技能実習機構（機構）の認定を受けることが必要。

2 技能実習計画の種類

技能実習の受入れ形態は2種類（企業単独型及び団体監理型）あるほか、その形態ごとの第1号、第2号又は第3号の技能実習の区分に応じて、その都度、申請者（技能実習を行わせようとする方）が計画を作成。

- ・ 団体監理型の場合、監理団体（あらかじめ機構に対して申請の上、監理団体の許可を受ける必要あり）の指導に基づいて計画を作成。
- ・ 機構から技能実習計画の認定を受けた後は、別途、地方入国管理局において技能実習生の入国・在留に係る手続が必要。

3 申請書・必要書類等

申請先	申請の受理は、申請者の住所地を管轄する機構の 地方事務所・支所 において行う。 (※) 札幌、仙台、東京、水戸、長野、名古屋、富山、大阪、広島、高松、松山、福岡、熊本
申請方法	郵送 による方法のほか、申請者が地方事務所・支所に 持参 して行う方法がある。 郵送の場合、原則として書留(※)での送付をお願いします。 (※) 対面で届き、かつ、受領印又は受領の際の署名を行い、かつ、「信書」を送ることができる方式
申請書	地方事務所・支所にて配付するほか、機構のホームページからダウンロードが可能。
必要書類	各申請における必要な添付書類については、機構のホームページにて案内済み。

監理団体の許可申請手続

1 監理団体の許可

技能実習法に基づき、団体監理型で技能実習生を受け入れる（技能実習生と実習実施者の雇用契約の成立のあっせんを行うことを含む。）ためには、まずは、主務大臣から監理団体の許可を受けることが必要。
監理団体の許可のための事務は、外国人技能実習機構（機構）が行う。

2 監理団体の許可の区分

監理団体の許可には、次の二つの事業区分がある。
どの段階までの技能実習の監理事業を行うのかを確認の上、許可申請を行うことが必要。

区分	監理できる技能実習	許可の有効期間
特定監理事業	技能実習1号、技能実習2号	3年又は <u>5年</u> ※
一般監理事業	技能実習1号、技能実習2号、技能実習3号	5年又は <u>7年</u> ※

※前回許可期間内に改善命令や業務停止命令を受けていない場合

3 申請書・必要書類等

申請先	申請の受理は、監理団体になろうとする方がどこに所在していても、機構の 本部事務所 において行う。
申請方法	郵送 による方法のほか、申請者が本部事務所に 持参 して行う方法がある。 郵送の場合、原則として書留（※）での送付をお願いします。 （※）対面で届き、かつ、受領印又は受領の際の署名を行い、かつ、「信書」を送ることができる方式
申請書	本部事務所にて配付するほか、機構のホームページからダウンロードが可能。
必要書類	各申請における必要な添付書類については、機構のホームページにて案内済み。

申請手数料・登録免許税

1 申請手数料

申請の種類		金額	納付方法	支払先
技能実習計画認定の申請 (技能実習計画の変更認定の申請も同じ。)		計画1件につき 3,900円	□座払込(※)	機構
監理団体許可の申請 (許可変更の申請も同じ。)	申請手数料	(基本額) 1件につき 2,500円	収入印紙(※)	国
		(加算額) 事業所が2以上の場合 900円×(事業所数-1)		
	調査手数料	(基本額) 1件につき 4万7,500円	□座払込(※)	機構
		(加算額) 事業所が2以上の場合 1万7,100円×(事業所数-1)		
許可有効期間更新の申請	申請手数料	900円×事業所数	収入印紙(※)	国
	調査手数料	1万7,100円×事業所数	□座払込(※)	機構

2 登録免許税

※詳細については、機構ホームページにて公開済み

申請の種類	金額	納付方法	支払先
監理団体許可の申請 許可変更の申請 ※一般監理事業への区分変更のみ	許可1件につき 1万5,000円	現金納付(※)	国

※詳細については、機構ホームページにて公開済み

外国人技能実習機構の組織と所掌事務

主務大臣（法務大臣，厚生労働大臣）

事務の委任，
監督

報告

本部事務所

（港南オフィス）東京都港区港南1-6-31 品川東急ビル8階
（海岸オフィス）東京都港区海岸3-9-15 LOOP-X3階（技能実習部）

理事長

（主務大臣が任命）

理事

（3人以内）
（理事長が主務大臣の
認可を受けて任命）

監事

（2人以内）
（主務大臣が任命）

総務部

国際部

監理団体部

技能実習部

地方事務所 （別表を参照）

組織形態

- 認可法人（発起人が設立を発起し、主務大臣が設立を認可）

所掌事務

- 技能実習計画の認定
- 監理団体の許可に関する調査
- 実習実施者の届出の受理
- 実習実施者・監理団体に対する報告徴収，実地検査等
 - ・ 監理団体（約2千団体）への実地検査を年1回実施
 - ・ 実習実施者（約4万社）への実地検査を実施（3年間で全数を網羅）
- 技能実習に関する各種報告（監理団体からの監査報告，技能実習実施困難時の報告，実習実施者からの実施状況報告等）の受理
- 技能実習生の相談対応・援助・保護
- 技能実習に関する調査・研究

外国人技能実習機構の地方事務所

地方事務所 全国13か所(本所8か所・支所5か所)

名称	所在地・連絡先		担当地区
札幌事務所	〒060-0034 北海道札幌市中央区北4条東2-8-2 マルイト北4条ビル5階	Tel.011-596-6470	北海道
仙台事務所	〒980-0811 宮城県仙台市青葉区一番町2-4-1 仙台興和ビル12階	Tel.022-399-6326	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、 山形県、福島県
東京事務所	〒108-8203 東京都港区港南1-6-31 品川東急ビル8階	Tel.03-6433-9211	栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、 東京都、神奈川県、山梨県
水戸支所	〒310-0062 茨城県水戸市大町1-2-40 朝日生命水戸ビル3階	Tel.029-350-8852	茨城県
長野支所	〒380-0825 長野県長野市南長野末広町1361 ナカジマ会館ビル6階	Tel.026-217-3556	新潟県、長野県
名古屋事務所	〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄4-15-32 日建・住生ビル5階	Tel.052-684-8402	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
富山支所	〒930-0004 富山県富山市桜橋通り5-13 富山興銀ビル12階	Tel.076-471-8564	富山県、石川県、福井県
大阪事務所	〒541-0043 大阪府大阪市中央区高麗橋4-2-16 大阪朝日生命館3階	Tel.06-6210-3351	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、 奈良県、和歌山県
広島事務所	〒730-0051 広島県広島市中区大手町3-1-9 広島共立ビル3階	Tel.082-207-3123	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、 山口県
高松事務所	〒760-0023 香川県高松市寿町2-2-10 高松寿町プライムビル7階	Tel.087-802-5850	徳島県、香川県
松山支所	〒790-0003 愛媛県松山市三番町7-1-21 ジブラルタ生命松山ビル2階	Tel.089-909-4110	愛媛県、高知県
福岡事務所	〒812-0029 福岡県福岡市博多区古門戸町1-1 日刊工業新聞社西部支社ビル7階	Tel.092-710-4070	福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、 沖縄県
熊本支所	〒860-0806 熊本県熊本市中央区花畑町1-7 MY熊本ビル2階	Tel.096-223-5372	熊本県、宮崎県、鹿児島県

各種窓口の変更点

<旧制度>

技能実習に関する事項は、全て、**地方入国管理局**



<新制度>

●技能実習に固有の事項は、**外国人技能実習機構**

●在留資格や在留カードなど外国人の在留管理に関する事項は、**地方入国管理局**

申請・報告等の種類	窓口	
	地方入国管理局	外国人技能実習機構
上陸・在留許可申請 (在留資格認定証明書、在留資格変更、在留期間更新)	○	×
在留カードに関する届出 (所属機関の届出など)	○	×
技能実習に関する各種の報告・届出 (監査報告、技能実習実施困難時届出など)	×	○
(新設) 技能実習計画に係る申請 (認定、変更など)	×	○
(新設) 監理団体に係る申請 (許可、有効期間更新、区分変更など)	×	○

4. その他

不正行為に対する実務の流れ

旧制度

〔端緒〕

- ・ 技能実習生からの相談
- ・ 労働基準監督機関からの通報
- ・ 在留資格変更・在留期間更新の申請書類
- ・ JITCOの母国語相談 など

実態調査

受入れ停止

- 技能実習の適正な実施を妨げるものである場合
⇒ 不正行為終了日後、欠格期間(1～5年間)を経過し、かつ、改善措置が講じられるまでは、新規受入れ不可(現にいる技能実習生は転籍させるよう指導)。

件数等を公表

改善指導

- 技能実習の適正な実施を妨げるものではない場合
⇒ 再発防止に必要な改善措置を講じ、適正化されたと判断されるまで、新規受入れ不可。

注意喚起

- 不正の態様や程度がごく軽微な場合
⇒ 再発防止について注意喚起。

新制度

〔端緒〕

- ・ 定期的な実地検査
- ・ 技能実習生からの相談・申告
⇒ 検査権限を持つ機構に相談・申告窓口を設置
申告を理由とする不利益取扱いの禁止(罰則あり)
- ・ 労働基準監督機関、地方入管局等からの通報 など

実地検査等

許可・認定の取消し(法16条1項、37条1項)

- 重大な許可・認定基準違反、法令違反等があれば、取消し。

業務停止命令(法37条3項・監理団体のみ)

- 許可基準違反や法令違反に対し、期間を定めて業務停止を命令(同時に改善命令も可。)

改善命令(法15条1項、36条1項)

- 出入国・労働関係法令(技能実習法を含む。)違反があれば、期限を定めて改善を命令。

※業務停止命令・改善命令に違反した場合の罰則あり

事業者名等を公表

機構／主務大臣

主務大臣

地方入国管理局

旧制度の不正行為等の新制度での取扱い

施行日前後にかかわらず、旧制度の不正行為（※）は、技能実習法上の欠格事由に該当し、新制度においても技能実習生の受入れは認められない。

- ※ 不正行為（技能実習の適正な実施を妨げるものとして受入れ停止を通知されたものに限り）を行った場合、受入れ停止期間を経過していないものが対象
- ※ 施行日以後に旧制度の適用を受ける技能実習生の受入れにおける不正行為については、地方入国管理局が引き続き調査を行う。

（参考）技能実習法上の欠格事由

1 技能実習計画の認定申請

「認定の申請の日前5年以内に出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為」をしたとき（法10条8号）

2 監理団体の許可申請

「許可の申請の日前5年以内に出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為」をしたとき（法26条4号）

技能実習生に対する支援・保護方策

1 相談・支援体制の整備

(1) 母国語による通報・相談窓口の整備等(38頁)

- 新制度では、電話のほか、メールの対応も整備。
※中国語、ベトナム語、インドネシア語、タガログ語(フィリピン語)、英語に加え、新たにタイ語への対応も追加。

(2) 実習先変更支援体制の構築(39～40頁)

- 実習実施者や監理団体に実習継続が困難な場合の届出義務(19条、33条)及び実習継続に関する対応義務(51条)を法律に規定。
- 機構が、実習生からの相談に対応し、保有情報を活用しながら、転籍先の調整も含む支援を実施。

(3) 実習生への一時宿泊先の提供(41頁)

- 実習生が、監理団体又は実習実施者が確保する宿泊施設に宿泊することができない場合に、機構が一時宿泊先を提供。
- 新たな実習先の確保等の支援も実施。

(4) 実習生への技能検定等の受検手続支援(42頁)

- 機構が、監理団体からの申請に基づき、試験実施機関との調整による受検日程等の決定や、合否結果の迅速な把握等の支援を実施。

2 罰則の整備

罰則	監理団体	実習実施者
1年以上 10年以下 の懲役 又は 20万円以上300万円以下の 罰金	① 暴行、脅迫、監禁その他 精神又は身体の自由を不当 に拘束する手段によって <u>技能 実習を強制する行為</u> (46条)	労働基準法に 同様の規定 あり (5条)
6月以下の 懲役 又は 30万円以下 の罰金	② <u>違約金等を定める行為</u> (47 条1項) ③ <u>貯蓄金を管理する契約を 締結する行為</u> (47条2項)	労働基準法に 同様の規定 あり (16条・18条 1項)
	④ <u>旅券等を保管する行為</u> (48条1項) ⑤ <u>私生活の自由を不当に制限する行為</u> (48条 2項) ⑥ <u>法違反事実を主務大臣に申告したことを 理由とする技能実習生に対する不利益取扱い</u> (49条2項)	

※ ④については、実習生の意思に反して行った場合を処罰。

※ ⑤については、解雇その他の労働関係上の不利益等を示して技能実習時間外の外出制限等を告知した場合を処罰。

技能実習生の支援・保護①

1. 技能実習生への相談対応

「母国語相談」として、曜日を決めて主要な言語により、電話、メール等で相談対応を実施。
また、地方事務所・支所においても、電話又は来所による相談対応を実施（平日 9：00～17：00）。

※地方事務所・支所の担当区域及び所在地等はP32参照

母国語相談の実施日時

技能実習生であれば、誰でも電話、電子メール、手紙によって、申告・相談が可。電話料金はフリーダイヤルで無料。

対応言語	対応日時	電話番号 ※時間外は留守番電話で受付	母国語相談サイトURL
ベトナム語	月、水、金 11:00～19:00	0120-250-168	http://www.support.otit.go.jp/soudan/vi/
中国語	月、水、金 11:00～19:00	0120-250-169	http://www.support.otit.go.jp/soudan/cn/
インドネシア語	火、木 11:00～19:00	0120-250-192	http://www.support.otit.go.jp/soudan/id/
フィリピン語	火、土 11:00～19:00	0120-250-197	http://www.support.otit.go.jp/soudan/phi/
英語	火、土 11:00～19:00	0120-250-147	http://www.support.otit.go.jp/soudan/en/
タイ語	木、土 11:00～19:00	0120-250-198	http://www.support.otit.go.jp/soudan/th/

2. 技能実習法第49条第1項の申告について

実習生が母国語で法務大臣と厚生労働大臣に対して申告を行うことを支援。

- ・申告とは、技能実習生自らが、実習実施者又は監理団体等の技能実習法令の違反行為について、法務大臣又は厚生労働大臣に申告することをいう。
- ・実習実施者及び監理団体等は申告したことを理由に、技能実習生に対して技能実習の中止等の不利益な取扱いをしてはならないとされている。

3. 実習生の実習先変更支援（実習継続困難時）

技能実習を開始した実習実施者において技能実習の継続が困難になった場合で、かつ、実習生が技能実習の継続を希望する場合には、実習先の変更ができる。

実習先変更にあたって、実習実施困難時に監理団体及び実習実施者が新たな実習先を確保する努力を尽くしてもなお確保できない場合には、機構が新たな受入れ先となり得る監理団体の情報を提供するなどの支援を行う。

（参考）技能実習法第51条第1項

実習実施者や監理団体には、技能実習法第51条第1項において「技能実習実施困難時届出（様式第18号）」や「事業廃止届出書・事業休止届出書（様式第19号）」等を提出しようとする際、監理団体等が他の監理団体等との連絡調整その他必要な措置を講じるなど、実習生に対して円滑な実習先変更の支援を図ることが義務付けられている。

技能実習生の受入れ先となり得る監理団体の情報の受付及び提供を行う

「**監理団体向け実習先変更支援サイト**」（<https://www.support.otit.go.jp/kanri/>）を開設。

監理団体及び実習実施者の皆様へのお願い

（新たな実習先の確保を行う監理団体及び実習実施者の皆様へ）

- 技能実習生を募集している監理団体又は実習先の変更を求める監理団体が、当該情報を利用するためには、予め利用者登録が必要です。詳細は、「監理団体向け実習先変更支援サイト」をご確認ください。
- 実習実施者は、加盟している監理団体に、実習先変更に係る支援を依頼してください。
- 緊急に実習先変更の準備をしなければならない場合には、監理団体等に対して個別の支援を行えるケースがありますので、まずは機構本部の技能実習部援助課（援助・相談班）に、ご相談ください。
※機構本部 電話 03-6712-1523（代表）

（実習継続が困難になった実習生を受け入れていただける監理団体及び実習実施者の皆様へ）

- 機構では、やむを得ない事情で実習実施が困難となった実習生を受け入れていただける監理団体及び実習実施者を募集しております。ご検討、ご協力いただける方は、上記と同様に、機構本部技能実習部援助課（援助・相談班）にご連絡ください。

4. 実習生の実習先変更支援（3号移行時）

第2号技能実習から第3号技能実習に進む段階となった技能実習生は、第3号技能実習に係る実習実施者を自ら選択することができる。

こうした技能実習生を支援するため、機構は、3号技能実習生の受入れを希望する監理団体の情報を提供する「第2号技能実習から第3号技能実習へ移行を希望する技能実習生向け実習先変更支援サイト」（<https://www.support.otit.go.jp/jisshu/>）を開設。

監理団体及び実習実施者の皆様へのお願い

（対象となる実習生から新たな受入れ先の相談を受けた皆様へ）

○実習生に上記サイトの存在を教えてあげてください。

なお、技能実習生手帳（外国人技能実習機構版）の「各種相談・支援窓口」にも記載されています。

（対象となる実習生の受入れを希望する皆様へ）

○機構では、対象となる実習生を受け入れていただける監理団体及び実習実施者（何れも優良の基準に適合）を募集しております。その場合、上記サイトに掲載するために、予め監理団体の方から利用者登録をしていただく必要があります。詳細は、「第2号技能実習から第3号技能実習へ移行を希望する技能実習生向け実習先変更支援サイト」をご確認ください。

○実習実施者の方で対象となる実習生の受入れを希望する場合は、加盟している監理団体に、その旨を伝え、上記登録を依頼してください。

○ご不明な点がありましたら、下記にご連絡ください。

機構本部技能実習部援助課（援助・相談班）

電話 03-6712-1523（代表）

5. 実習生への一時宿泊先の提供

実習生が監理団体又は実習実施者から不適正な行為を受けたことに起因し、監理団体又は実習実施者が確保する宿泊施設に宿泊することができない、又は宿泊することが相当でない場合には、機構として、当該実習生に対し、一時宿泊先の提供等の支援を行う。

支援の流れ

○実習生による機構（本部又は地方事務所・支所）への相談

- ・ 事情等の聴取、確認
- ・ 一時宿泊先提供の必要性を判断



○一時宿泊先の提供

- ・ 機構は、予め地方事務所・支所が所在する地域の都道府県別に旅館ホテルの団体と協定を締結。
- ・ 機構は相談を受けた実習生に一時宿泊先の提供が必要と判断した場合は、当該協定に基づき、当該実習生に一時宿泊先を提供



○一時宿泊施設における支援

- ・ 実習生は提供された宿泊先に一定期間滞在。
- ・ 居所と食事の提供を受けながら、新たな実習先の確保等の支援を受ける。（費用は機構が負担）

6. 実習生への技能検定等の受検手続支援

機構では、技能実習生が、技能実習の各段階において、技能検定又は技能評価試験を適切に受検し、次の段階に円滑に移行できるよう、監理団体（企業単独型技能実習の場合は実習実施者）からの申請に基づき、試験実施機関との調整による受検日程等の決定、合否結果の迅速な把握及び当該結果の技能実習計画認定審査への円滑な反映等につなげていくこととしている。

手 続 の 概 要

- 1号実習生に対する支援受付は、実習修了の6か月前に実施。
- 2号実習生及び3号実習生については、実習修了の12か月前から支援受付を開始。
- 支援の申請に関するやりとりは、原則として電子メールにより実施。
- 支援開始時に提出する受検申請連絡票及び個人情報の取り扱いに係る同意書の提出が必要。

※お問い合わせ先 外国人技能実習機構 技能実習部援助課整備班 電話 03-6712-1974